

## 基本方針 4

# 快適に暮らせるまち 健康で安心して快適に暮らせる生活環境の 未来を守る

### 2032 年に目指す姿

空気や川の水はきれいになっており、有害化学物質などを心配することなく、健康に暮らすことができます。

不快になるようなまちなかの騒音は少なく、ポイ捨てをしないなどのマナーが守られ地域の協力により、ごみが落ちていない美しいまちが維持されています。

関連する SDGs *	他分野との関連
   	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の価値や魅力の向上</li><li>・健康を含む生活の質の向上</li></ul>



<WE LOVE めぐろ>

## 成果指標

指標	現状 2021 (令和 3) 年度	目標 2032 (令和 14) 年度
住み心地よいと感じている人の割合	62.8%	70%

## 取組点検項目

### 4-1 安全・安心な生活環境の確保

指標	現状 2021 (令和 3) 年度	目標 2032 (令和 14) 年度
大気環境基準達成率	一部非達成	達成
水環境基準達成率	達成	達成
自動車騒音環境基準達成率	一部非達成	達成
工場、指定作業場、解体工事等の監察件数	306 件	増加

### 4-2 清潔で美しいまちの維持

指標	現状 2021 (令和 3) 年度	目標 2032 (令和 14) 年度
犬のふん尿等に関する苦情件数	97 件	減少
環境美化推進団体・ボランティア清掃活動（スィーパーズ*）団体数	36 団体	増加

## 区民の取組例

- 車を運転するときはエコドライブ\*に努め、アイドリングや空ぶかしはしない。
- 油や調理くずは下水に流さず、適切に処理する。
- 室外機などは近隣に配慮して設置するなど、暮らしの中の騒音対策に努める。
- ごみやたばこのポイ捨てはせず、ペットのふんは必ず持ち帰る。
- 地域の美化活動に積極的に参加する。
- 喫煙のマナーを守る。

## 事業者の取組例

- 環境に関連する法令や条例などに基づき、規制・基準を遵守する。
- 車を運転するときはエコドライブ\*に努め、アイドリングや空ぶかしはしない。
- 有害化学物質などは、使用の各工程で適切に管理する。
- 事業場から出る悪臭について、自らの責任において適切に管理する。
- 法律に基づき廃棄物を適正に処理する。
- 事業所や周辺の清掃・美化に努め、地域の美化活動に積極的に参加する。



<光化学スモッグ\*発生のメカニズム（都ホームページから引用）>

## 施策の目標 4-1 安全・安心な生活環境の確保

区民が安全で健康に生活できる環境を確保するため、大気や水質、土壌、化学物質、騒音・振動などの監視や情報発信を行い、国や都と連携しながら環境基準の達成に向けた取組を推進していきます。

また、工場・事業場への規制・指導等を行うとともに、日常の生活音や飲食店の臭気などの生活公害についても、相談への対応や情報提供等を行い、安心して快適に暮らせる生活環境の確保に努めていきます。

### 施策 21

## 公害防止対策の推進

### 主な取組

#### ●大気・水質・自動車騒音等の監視・情報提供

区内の大気汚染状況、河川・地下水の水質状況の調査、自動車騒音の常時監視などを行い、結果を公表します。光化学スモッグ\*については、広く注意喚起を行い、区民の健康被害を防止します。また、幹線道路の沿道においては、沿道地区計画\*に基づき、道路交通騒音の予防のための規制・誘導を行います。

#### ●石綿（アスベスト）\*対策

石綿\*を使用する建築物の解体工事の把握を行うとともに、解体・改修・補修業者が適切に実施するよう、指導・監視を徹底します。

#### ●化学物質、土壌汚染対策の推進

有害化学物質を取り扱う工場・指定作業場事業者に対し、適正な管理を指導します。また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「東京都環境確保条例」という。）に基づき、工場跡地等への土壌・地下水汚染の監視・指導を行います。

### 施策 22

## 身近な環境問題への対応

### 主な取組

#### ●工場・事業場への規制・指導

騒音・振動・悪臭などのない生活環境の確保に向け、「東京都環境確保条例」等に基づき、工場・事業場・解体工事等に対し、指導・助言を行います。

#### ●日常生活公害への相談対応

日常生活に起因する近隣公害の調整を行い、発生抑制のための情報収集、周知・提供に努めるとともに、公害問題への解決と環境配慮への理解を高めるための啓発等を行います。

## 施策の目標 4-2

## 清潔で美しいまちの維持

ポイ捨てのない清潔で美しいまちづくりに向けて、区民・事業者だけでなく来街者も含めてモラルやマナーを守る意識の醸成や普及啓発を引き続き進めていきます。区では「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例」を定めており条例に基づく指導を徹底するとともに、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という考えのもと、区民、事業者等がそれぞれ主体的に連携して取り組んでいるまちの環境美化活動について、引き続き支援を行っていきます。

### 施策 23

## まちの美化の徹底

### 主な取組

#### ●ポイ捨て、犬のふんの放置・落書き防止等マナー啓発活動の推進

「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例」に基づき、禁止行為やルールについて、指導を徹底していきます。

また、パトロールやキャンペーンなどによる啓発活動を行うとともに、マナー講座などにより意識啓発を行っていきます。

#### ●美しいまちの維持に向けた環境整備

路上喫煙やたばこのポイ捨ての防止に向け、屋内型喫煙所の整備を進めるとともに路上喫煙禁止区域の拡大を図り、美しいまちの維持に向けた環境整備を進めていきます。

### 施策 24

## パートナーシップによる美化活動の推進

### 主な取組

#### ●地域美化活動の支援

清掃活動や落書き消去活動などの地域の美化活動に対する支援を行うとともに、その取組を広く発信していきます。

また、区民、事業者、団体、学校等と連携した地域の美化活動の促進キャンペーンの実施を検討していきます。